

(案)

〔※本実施要領は令和8年度予算成立前のものであり、
今後変更される可能性があります。〕

外国人介護人材受入・定着支援等事業実施要領

1 目的

海外において日本の介護をPR等し、特定技能により日本の介護現場で就労を希望する外国人材を確保するとともに、外国人介護人材に対して介護業務の悩み等に関する相談支援や、介護分野における1号特定技能外国人（以下「特定技能外国人」という。）の受入施設等への巡回訪問等を行うことにより、外国人介護人材が国内の介護現場において円滑に就労・定着できるようにすることを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、外国人介護人材受入・定着支援等事業（令和7年度補正予算及び令和8年度当初予算）公募要領により採択された団体（以下「事業実施団体」という。）とする。

3 事業内容

事業内容は、以下に掲げるもののほか、外国人介護人材の受入及び定着等に必要な内容とする。

（1）外国人介護人材の受入促進のための事業

ア オンライン説明会及び海外現地説明会等の開催

特定技能による就労希望者（以下「就労希望者」という。）の掘り起こしを行うため、特定技能外国人の送り出し国に向けてオンライン説明会及び海外現地での説明会等（以下「説明会等」という。）を開催し、就労希望者等に対し、日本の介護に関する情報を広く提供する。説明会等の開催にあたっては以下（ア）から（ウ）に留意すること。

なお、送り出し国は、ベトナム、フィリピン、カンボジア、中国、インドネシア、タイ、ミャンマー、ネパール、モンゴル、ウズベキスタン、バングラデシュ、スリランカ、インド等を想定しているが、説明会の実施国は、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室（以下「福祉人材確保対策室」という。）と協議の上、決定すること。また、説明会の実施方法等については、現地の協力会社等とも連携しつつ、適宜情報収集

(案)

を行ったうえで、福祉人材確保対策室と協議の上、決定すること。

(ア) 説明会の計画書の作成

説明会を開催するための計画書を作成する。計画書には、開催までの具体的なスケジュールや取組事項、開催場所、定員、募集対象、説明内容等のほか、開催にあたって協力する機関があれば当該機関と協力内容について記載すること。なお、現地での説明会を計画していたとしても、現地の社会情勢等も踏まえ、福祉人材確保対策室と協議の上でオンラインでの説明会に切り替えるなど、柔軟に計画変更して差し支えない。また、説明会終了後は、開催実績や説明会を通じて得られた効果などを整理すること。

(イ) 説明会の募集対象の検討

説明会の募集対象は、就労希望者のほか、送り出し国における日本語学校や看護・介護等の教育機関など、就労希望者と接点が見込まれる関係者・関係機関を広く対象とすること。なお、現地の教育機関等において参加者が集合する形式での実施も検討すること。また、送り出し国における看護・介護等の関係団体から、説明会にあたりできる限り協力を得ること。

(ウ) 現地メディア等の活用

送り出し国において説明会を効果的に開催するため、現地メディア等の広報媒体を活用して、説明会の開催や日本の介護に関する情報について広く発信すること。

イ WEB や SNS による情報発信

特定技能外国人の送り出し国において、日本の介護現場における就労希望者を増やし、また、当該就労希望者に日本の介護に関する情報を分かりやすく、かつ、正確に伝えることを目的として、WEB や SNS により日本の介護に関する情報を積極的に発信する。

ウ 日本の介護に関する PR 映像等の作成等

オンライン説明会や、WEB や SNS による情報発信の際に活用するための日本の介護に関する PR 映像等を作成する。PR 映像には、日本における介護の特徴、仕事内容（介護現場における 1 日の流れ）、外国人介護人材の働く様子等を盛り込むこと。また、説明会において介護現場で働く特定技能外国人等との意見交換の場を設けるなど、参加者に日本の介護等をより知ってもらうための工夫を図ること。

(案)

エ 翻訳に関する役務

本事業の業務で必要となる外国語翻訳を手配すること。また、オンライン説明会の開催前には、本番の進行等に関する打合せを実施しておくこと。

オ 帰国後の外国人介護人材に係るネットワークの構築

海外からの外国人介護人材の獲得のため、日本で就労経験のある帰国者（外国人介護人材）を対象にした交流会の開催、帰国後の外国人の情報の把握、帰国後介護に近い分野で活躍している外国人によるSNS等での情報発信などを通じて、日本から帰国した外国人介護人材のネットワークの構築を後押しし、外国人介護人材の帰国後に係るキャリアを可視化する。

（2）外国人介護人材の定着支援等のための事業

ア 相談支援の実施

（ア）相談体制の整備等

- 事業実施団体は、外国人介護人材に対して、介護業務の悩み等に関する相談支援を実施するための体制を整備すること。具体的には、電話・メール・SNS等により、外国人介護人材からの相談に対して適切に助言及び情報提供等を行うほか、必要に応じて対面による相談支援を実施すること。

なお、本事業の相談支援対象となる「外国人介護人材」は、介護福祉士の資格取得を目指す外国人留学生（介護福祉士養成施設の在校生のほか卒業生を含む）、在留資格「介護」により在留している者、介護職種における技能実習生、特定技能外国人など日本国内の介護施設等で就労（予定を含む）している外国人介護職員を想定している。このほか、外国人介護人材の受入施設等からの相談に対しても柔軟に対応すること。

- 効果的な相談支援を実施するため、相談支援の実施にあたっては、日本語の専門家、国内労働法規等に精通した者、介護分野の学習面・就職等の指導に適した者等を配置するとともに、できる限り多言語対応に配慮した体制とすること。
- 外国人介護人材の訪問系サービスの従事に係る事業所の遵守事項に係る確認等に対応するための十分な相談体制を確保すること。

（イ）相談内容の分析・共有等

- 相談支援の実施を通じて、相談者の属性や相談内容などの相談事例に

(案)

について、データベース化を図った上で集約・分析を行い、その実態を把握・整理するとともに、相談の質の確保のため、相談内容やその対応結果等の共有を図ること。

- ・ 外国人介護人材等が抱える課題の解決に資する有益な情報については、SNS やホームページ等を活用しながら、できる限り関係者が広く閲覧できるようにすること。
- ・ 相談内容のなかで、事業所の不適切な受入れ（疑いを含む）等が発覚した場合には、福祉人材確保対策室に協議等のうえ、関係機関・関係省庁へ情報提供を行うこと。
- ・ 上記に加えて、外国人介護人材等に対する相談支援を十分に行うため、技能実習制度にかかる相談窓口を有する外国人技能実習機構と情報連携を行うこと。なお、外国人技能実習機構との情報連携の詳細については、別に定めるところによること。

イ 外国人介護人材向け交流会に関する業務の実施

外国人介護人材同士の交流機会の提供をはじめ、外国人介護人材の介護業務に関する就労上の悩み、日常生活上、社会生活上の悩みに関する相談を受け付けるほか、外国人介護人材に対して有益な情報を提供することなどを目的として、地域ごとに開催される外国人介護人材向け交流会について、「交流会の手引き（公益社団法人国際厚生事業団）」の内容などを踏まえつつ、都道府県からの具体的な要請に応じて実施に向けた支援を行うこと。

また、支援を行った事例については、その実施方法等のポイントを整理した資料を作成すること。

（3）介護分野の特定技能に関する業務支援等の実施

ア 特定技能協議会等の開催に係る事務局業務

「介護分野における特定技能協議会設置要綱」第8条に基づき、介護分野における特定技能所属機関、特定技能所属機関を構成員とする団体その他の関係者により構成される「介護分野における特定技能協議会」及びその運営委員会（以下「協議会等」という。）に係る事務局業務を行うこと。

具体的には、協議会等の開催支援、開催の周知、協議会等の入会、協議会等構成員名簿の作成・管理、協議会会員向けの情報発信（介護福祉分野の制度や出入国在留管理制度関連の情報、巡回訪問等により情報収集した取組事例等）等の業務支援を行うこと。

(案)

イ 巡回訪問等の実施

技能実習「介護」及び特定技能外国人等の受入施設等に対して巡回訪問等を実施し、事業所の適切な運営の確認を行う。具体的には以下のとおり。

- ・ 巡回訪問により、当該外国人の雇用に関する状況や介護サービスの提供状況、受入施設における当該外国人に対する支援の状況等についての情報を収集することや、当該外国人を訪問系サービスに従事させるにあたって必要な事業所の遵守事項を確認すること、巡回訪問先の関係者から意見を聴取することにより、それらの結果を踏まえて、必要に応じて助言等を行い、遵守事項の遵守が確認できない等の場合には指導を行うこと。
- ・ 実施方法としては、受入施設等の個別の状況等を踏まえ、受入施設等に実際に出向く形式とオンライン形式等での実施を組み合わせて対応できるよう検討し、具体的な実施方針については、福祉人材確保対策室と協議の上、決定すること。
- ・ 情報収集の内容について、福祉人材確保対策室と協議の上、決定するとともに、情報収集した内容について、特定技能外国人の受入事例の把握にも活用できるよう、データベース化を図る等の管理を行うこと。**巡回訪問を開始するにあたっては、訪問先や訪問時の取組内容等を記載した巡回訪問実施計画を作成すること。**
- ・ 巡回訪問実施後には、その結果をとりまとめ、当該特定技能外国人の受入れにあたっての実態や課題等を整理した報告書を作成すること。
- ・ 巡回訪問等を通じて、事業所の不適切な受入れ（疑いを含む）が発覚した場合には、福祉人材確保対策室に協議等のうえ、関係機関・関係省庁へ情報提供を行うこと。
- ・ 上記に加えて、巡回訪問を円滑に実施するため、技能実習制度にかかる相談窓口を有する外国人技能実習機構と情報連携を行うこと。なお、外国人技能実習機構との情報連携の詳細については、別に定めるところによること。

（4）その他必要な取組

上記（1）から（3）の取組のほか、必要に応じて、外国人介護人材の円滑な受入及び定着等に資する観点から必要な取組をすることができる。

4 国への報告・協力体制

(案)

事業実施団体は、上記3に基づく業務の実施計画や進捗状況について、定期的に福祉人材確保対策室に報告するとともに、福祉人材確保対策室から求めがあった場合は、速やかに必要事項を報告すること。

また、事業の実施にあたっては、福祉人材確保対策室と定期的な連絡及び協議をしながら進めること。

5 国の補助

国は、本事業に要する経費について、別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助するものとする。

6 留意事項

本事業に関して知り得た秘密を福祉人材確保対策室の了解無しに漏らし、又は当該事業以外の目的に使用してはならない。当該事業を中止し、廃止し、若しくは完了し、又は当該事業を取り消された後も同様とする。